## 七 離島留学特別選抜実施要領

#### 1 実 施 校

宇久高等学校普通科(Uku サイエンスパーク)、対馬高等学校国際文化交流科、壱岐高等学校普通科東アジア歴史・中国語コース、五島高等学校普通科スポーツコース、五島南高等学校普通科夢トライコース、奈留高等学校普通科(E-アイランド・スクール)

#### 2 募 集 定 員

- (1) 宇久高等学校普通科 (Uku サイエンスパーク) については、44 ページに定める定員の内 5 名程度とする。
- (2) 対馬高等学校国際文化交流科の定員は、40名とする。
- (3) 壱岐高等学校普通科東アジア歴史・中国語コース、五島高等学校普通科スポーツコース及び五島南高等学校普通科夢トライコースの定員は、それぞれ20名程度とする。
- (4) 奈留高等学校普通科 (E-アイランド・スクール) については、52 ページに定める定員の内 10 名程度とする。

#### 3 通学区域

県全域とする。ただし、県外からも志願できるものとする。

# 4 志願資格

一の1の1の要件を満たし、かつ保護者とともに来島し、志願する高等学校の説明を受けている者で、本県の離島留学制度における求める生徒像(下記参照)及び離島留学特別選抜実施校の育成したい生徒像・求める生徒像(72~73ページ参照)を理解し、当該高等学校で学ぶ意欲を持つ者とする。

ただし、奈留高等学校を志願する場合、五島市立奈留中学校卒業者(卒業見込みの者を含む)及び旧年 度卒業者で五島市奈留町在住の者は、離島留学特別選抜の対象者から除く。

また、宇久高等学校を志願する場合、佐世保市立宇久中学校卒業者(卒業見込みの者を含む)及び旧年度卒業者で佐世保市宇久町在住の者は、離島留学特別選抜の対象者から除く。

【本県の離島留学制度における求める生徒像】

- 学校やしまの特色・環境をしっかりと理解している生徒
- 目的意識が高く、何事にも意欲を持って取り組める生徒
- 協調性や豊かな人間性と人間関係を身に付けたいと願う生徒

### 5 志願の手続き

- (1) 入学志願は、1校1学科1コースに限るものとする。
- (2) 志願に係る各様式は、高校教育課のホームページから取得すること。(詳細は、118ページを参照する。)
- (3) 志願者は、離島留学特別選抜入学願書(様式1-2)、離島留学特別選抜志願理由書(様式7-1)、 離島留学誓約書(様式7-2)及び写真票(様式3-5)を作成し、中学校長に提出する。

また、五島高等学校普通科スポーツコースの志願者で、各種大会等での実績を有する者は、その成績 結果を離島留学特別選抜志願理由書(様式7-1)の所定欄に記入し、添付資料があれば提出すること。

- (4) 志願者は選抜手数料(2,200円)を納付するものとする。
- (5) 中学校長は、志願者から提出される上記書類に次の書類を添えて、高等学校長に提出すること。 なお、いったん受理した入学願書は、理由のいかんを問わず返還しない。また、入学願書提出後の志 願先の変更は認めない。
  - a 志願者名簿(様式3-1)※選抜ごとに作成する。
  - b 調査書(様式6-1)
    - 調査書は、令和7年12月末日現在で作成する。
  - c 成績一覧表(様式6-2)※旧年度卒業者及び県外からの志願者は不要とする。
  - d 送り状(様式3-2)※選抜ごとに作成する。
- (6) 「県外からの入学志願届」等の手続きは不要である。
- (7) 高等学校長は、離島留学特別選抜志願理由書等を受理したときは、受領書(様式3-3)及び受検票(様式3-4)、を交付する。受検票は、検査の際、志願者が携帯して提示するものとする。
- (8) 障害等のある受検者への対応については、一の2の4(6ページ)に準じて行う。

#### 6 選抜の方法及び日程

- (1) 検査は、各高等学校において実施する。
- (2) 高等学校長は、県教育委員会の承認を得て、面接、プレゼンテーション、実技、作文・小論文・総合問題の中から選択して実施することができる。
  - ア 各高等学校の選抜の方法については、72~73ページを参照すること。
  - イ 高等学校長が特に必要と認めた場合、県教育委員会の承認を得て、面接、プレゼンテーション、小 論文・総合問題の一部を英語で実施することができる。
- (3) 高等学校長は、別に定める「検査項目別実施要領」に基づいて、離島留学特別選抜実施計画書を作成し、9月26日(金)までに、高校教育課長に提出するものとする。
- (4) 検査期日は、令和8年1月27日(火)とし、日程は各高等学校が実施する選抜方法に応じて各高等学校で計画する。
- (5) 選 抜
  - ア 高等学校長は、中学校長から提出された調査書、その他必要な書類及び検査の結果を資料として、 高等学校の教育課程を履修できる見込みがあると認められる者を選抜する。
    - ① 調査書その他必要な書類及び各高等学校で定めた検査について、各高等学校でそれぞれの比重を 定めて選抜を行うものとする。
    - ② 家庭状況、性別等によって差別してはならない。
    - ③ 身体状況については、特に就学にたえられないと認められる場合のほかは、障害があることによって不合格としてはならない。
    - ④ 健康診断は、原則として行わない。 ただし、高等学校長が、調査書の「健康の状況」欄について、より精密な検査を必要と認める場合には、県教育委員会の承認を得て、学校医又は公立医療機関等による検査を求めることができる。
    - ⑤ 帰国生徒等の選抜に当たっては、海外経験等を十分考慮する。
  - ⑥ 調査書の各教科の記録については、各高等学校において、評定のみならず学びの過程を重視する 観点から、観点別学習状況の「主体的に学習に取り組む態度」を他の項目より比重を高めて評価する。 イ 高等学校長は、選抜委員会を設置し、選抜の公正を期するものとする。
  - ウ 定員不充足の場合は、一般選抜にあわせて、改めて募集する場合もある。募集する場合は、離島留学特別選抜の合格者の発表後に公表する。志願の際は、離島留学特別選抜志願理由書(様式7-1) を作成し、入学願書等に添えて提出すること。なお、選抜は、一「全日制課程入学者選抜実施要領」 に準じて行う。

#### (6) 選抜に係る日程

|   | 事        | 項   | 期           | 間      | 備考  |
|---|----------|-----|-------------|--------|---|
| 入 | 学 原<br>受 |     | 1月13日(火)~1月 | 19日(月) | 9時から16時まで。<br>ただし、1月19日(月)は <u>15時まで</u> とする。<br><u>郵送する場合は、簡易書留</u> とし、返信用封筒(あて先を明記し、<br>切手を貼付したもの)を添えること。封筒の大きさ、切手の料<br>金については、志願先高等学校の指示に従うこと。 |
| 検 | 査        | 日 時 | 1月27日(火)9   | 時以降    | 検査時間、場所等は当該高等学校長が指定する。  |

# 7 合格者の発表

- (1) 合格者の発表
  - 1月30日(金)14時に各志願先高等学校のホームページにおいて受検番号のみを発表する。
- (2) 合格とならなかった者の取扱い
  - 離島留学特別選抜に志願し、合格とならなかった者は、本実施要領に定める各課程の選抜の手続きにより、改めて希望する高等学校に出願することができる。なお、その際、選抜手数料は必要としない。 ただし、出願に当たっては、必ず離島留学特別選抜で発行された受検票を入学願書に添付するものとする。

# 8 結果の報告

高等学校長は、次のとおり高校教育課長に報告すること。

- (1) 離島留学特別選抜志願者数報告 1月19日(月)16時までにWeb入力にて報告する。
- (2) 離島留学特別選抜合格者数報告 1月30日(金)16時までにWeb入力にて報告する。
- (3) 離島留学特別選抜の結果に関する報告

| 事項             | 報告期限       | 備考    |
|----------------|------------|-------|
| 離島留学特別選抜実施状況報告 | 2月9日(月)16時 | メール報告 |

# 9 そ の 他

- (1) 本人に責任を帰さないやむを得ない理由によって、本検査場及び別室での受検が困難な状況が生じた場合は、九 特別選抜、離島留学特別選抜及び美術・工芸科特別選抜における特例措置による。
- (2) 定員不充足により、一般選抜にあわせて改めて募集する場合であっても、チャレンジ選抜は実施しない。
- (3) 離島留学特別選抜に必要な事項は、当該高等学校長が定めるものとする。